

**薬剤師の就職支援事業パンフレット作成業務委託
仕様書**

1 適用範囲

本仕様書は、福島県（以下「甲」という。）が委託事業者（以下「乙」という。）に発注を予定している薬剤師の就職支援事業パンフレット作成業務委託企画提案募集及び委託する場合において適用される主要事項を示すものであり、業務委託契約書に添付する仕様書は、業務委託候補者が決定した後、協議の上、別途作成する。

2 事業の目的

本事業は、県内外の薬学部に通う学生（以下「薬学生」という。）等に対し、病院に勤務する薬剤師（以下「病院薬剤師」という。）のやりがいや魅力、本県への定着に向けた県内の各地域の魅力等を発信することで、本県における病院薬剤師の不足を解消することを目的とする。

3 委託業務の内容

（１）パンフレット概要

- ア 本県の病院薬剤師不足の現状について分かりやすく紹介する。
- イ 病院薬剤師の仕事内容を紹介する。また、本県の病院薬剤師のインタビューを取り入れることで、薬学生等が具体的なイメージを得られるようにする。
- ウ 県外出身の薬学生等に対し、本県への定着につながるような本県の魅力等を掲載する。

（２）制作方法

- ア 乙は、パンフレット作成に関して必要な全ての業務（企画、デザイン、素材収集、取材、編集、印刷、製本等）を行う。
- イ 具体的な掲載内容は以下を基本とするが、事業目的達成のため、より優れた提案があれば、その掲載を妨げない。
 - ・本県の病院薬剤師不足の現状
 - ・病院薬剤師の仕事内容
 - ・本県の病院薬剤師へのインタビュー
 - ・福島県の各地域の魅力なお、特定の病院への誘引につながる内容は掲載しないこと。
- ウ 乙は、甲が指定する病院薬剤師に対し、勤務先等に訪問の上、インタビューを実施し、インタビュー原稿を作成する。

なお、インタビューする病院薬剤師は、県内に勤務する病院薬剤師で、６地域（県北、県中、県南、会津・南会津、相双、いわき）各１名ずつ、計６名を予定している。

エ 乙は、インタビューの実施に伴い、病院薬剤師 1 人当たり 5 枚程度の写真撮影を行う。パンフレットに掲載する写真は、乙が撮影したものであり、かつ、病院薬剤師本人及び病院薬剤師が勤務する病院からパンフレット掲載の承諾を得られたものを使用すること。

オ インタビュー記事に併せて、病院薬剤師本人の写真（業務風景等も可）、病院名は掲載するが、病院薬剤師の個人名は掲載しない。

（３）規格等

ア サイズ	日本産業規格 A 4
イ 紙質	コート紙 90kg 以上
ウ ページ数	8 ページ（表紙・裏表紙を含む）
エ 印刷	フルカラー両面
オ 製本方法	中綴じ
カ 印刷部数	2,000 部

（４）発送業務

乙は、次により甲が指定した宛先にパンフレットを送付すること。

なお、パンフレットに添付する送付文は甲が作成する。

また、現時点での発送予定箇所及び予定部数は以下のとおりであるが、送付先及び送付部数は変更する場合がある。

・ 県内の薬学部を有する大学	2 校に対して各 100 部
・ 県外（東北地方、北関東地方）の薬学部を有する大学	6 校に対して各 50 部
・ 県内の病院	123 施設に対して各 5 部又は 10 部
・ 関係団体	3 団体に対して各 50 部

（５）その他

ア 薬学生等の興味を惹く紙面構成とすること。

イ 企画・作成にあたっては、乙は甲と十分に調整を行うこと。

4 成果品

（１）印刷・製本したパンフレット

（２）パンフレットの版下データ（県ホームページへ掲載し、WEB でも閲覧可能なもの）

ア 低解像度 PDF ファイル（見開きページ及び単一ページ）

ディスプレイへの表示及び印刷しても判別可能とすること

イ 高解像度 PDF ファイル（見開きページ及び単一ページ）

画像解像度 300dpi 以上のできるだけ高解像度であること

ウ ai データ（見開きページ及び単一ページ）

（３）本業務において録音した音声、撮影した写真等、一切のデータ等を提出すること。

なお、これらの著作権はすべて甲に帰属するものとする。

5 その他

- (1) 乙は、仕様書及び甲の指示に基づき、本委託業務を忠実かつ確実に履行すること。
- (2) 乙は、本業務の期間において、甲との間で随時打合せを行うものとする。また、乙は進捗状況等について、逐次、甲に報告すること。なお、甲は本業務実施のために必要な協力をする。
- (3) 委託料には、委託業務の実施に係る一切の費用を含むものとし、疑義が生じる場合には甲と協議するものとする。
- (4) 本業務において作成される成果品の著作権及び所有権は、すべて甲に帰属するものとする。また、成果品の構成素材（写真、イラスト等）については、甲が二次的著作物を作成し、利用することができるものとする。
- (5) 乙がやむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ甲と協議し、甲の承認を得ること。
- (6) 乙は、成果品が第三者の著作権を侵害しないことを保証するものとする。
- (7) 本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権等に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら甲の責めに帰す場合を除き、乙の責任、負担において一切の処理をすることとする。
- (8) 本業務の遂行にあたり、乙は、業務上知り得た事項を第三者に漏洩しないこと。
- (9) 乙は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ甲の承認を受けた場合は、業務の一部を委託することができるものとする。
- (10) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、甲乙が協議の上、定めることとする。ただし、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては、本業務に含まれるものとする。